

◇◆◇真庭市消費生活センターにご相談ください◆◆◇

センターは架空請求や不審電話、契約トラブルなど、消費生活に関する相談窓口です。消費生活相談員の資格を持った専門相談員が相談に応じ、解決に向けてのお手伝いをします。

所在地：真庭市久世2927番地2
真庭市役所くらし安全課内

相談日：月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)

受付時間：午前9時～12時 午後1時～4時

電話：0867-42-1172 (いいなっこり☺)

◇◆◇出前講座を行っています◆◆◇

真庭市消費生活センターでは、消費生活に関する情報を市民の方々へ広くお伝えし、被害の未然防止につなげるため、無料の出前講座を開催しています。



開催日時：センターの開所時間内

所要時間：10分～1時間程度

場所：市内全域に相談員が出向きます。
これまで地区の集会や老人大学、高等学校等様々な
場所で開催しています。

内容：「特殊詐欺について」「悪質商法」など

※所要時間や内容をご要望に合わせてます。

※開催希望日の3週間前までにお申し込みください。